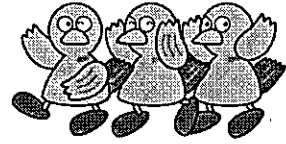


彩の国



埼玉県のマスコット コバトン

平成22年度

# 事務概要

埼玉県監査事務局

## 目 次

### 事務概要

○ 監査委員、監査事務局の組織及び事務分掌	
1 監査の種類	1
2 平成22年度の監査の概要	2
監査の種類・内容・実施課所数等・監査結果等	2
指摘、注意、意見の区分	3
3 平成22年度に公表又は提出した監査の結果等	4
(1) 定期監査	4
(2) 財政的援助団体等監査	14
(3) 決算審査	16
(4) 健全化判断比率等審査	18
(5) 住民監査請求監査	20

### 《資料編》

平成22年度に公表又は提出した監査の結果等	23
1 定期監査	23
(1) 実施課所数	23
(2) 監査の結果等	24
ア 平成21年度第4回公表	24
イ 平成22年度第1回公表	31
ウ 平成22年度第2回公表	38
エ 平成22年度第3回公表	40
2 財政的援助団体等監査	46
(1) 監査対象団体及び実施団体	46
(2) 監査の結果	46
3 住民監査請求	47
(1) 年度別処理状況(平成18年度以降分)	47
(2) 請求事案及び結果(平成18年度以降分)	47

# 監 査 委 員

平成22年4月1日現在

氏 名	区 分	備 考
根 岸 和 夫	代 表 監 査 委 員 常 識 見 選 出	税 理 士 H21.7.11～
米 田 正 巳	監 査 委 員 非 識 見 常 選 出	公 認 会 計 士 H20.3.26～
神 山 佐 市	監 査 委 員 非 識 員 常 選 出	H22.3.27～
鈴 木 義 弘	監 査 委 員 非 識 員 常 選 出	H22.3.27～

## 監査事務局の組織及び事務分掌

平成22年4月1日現在

局長 — 副事務  
1 局長1  
  
計30名

副事務局長兼  
監査第一課長

### 【総務担当5名】

- 直轄、環境部、産業労働部、会計管理者、行政委員会事務局、県立学校の監査の実施
- 監査委員及び事務局の庶務に関する事務
- 研修に関する事務
- 監査委員会議の開催に関する事務
- 普通会計及び基金の現金出納検査に関する事務
- 指定金融機関等収納支払監査に関する事務
- 包括外部監査との調整等に関する事務

### 【財政的援助団体等監査担当6名】

- 県民生活部、企業局、病院局、下水道局の監査の実施
- 財政的援助団体等監査に関する事務
- 行政監査に関する事務
- 監査の結果に関する報告及び公表並びに措置状況の公表に関する事務  
(調整担当で所掌するものを除く)
- 公営企業会計、病院事業会計及び流域下水道事業の決算審査並びに現金出納検査に関する事務
- 競馬組合の監査、決算審査及び現金出納検査に関する事務
- 住民監査請求に関する事務

監査第二課長

### 【調整担当3名】

- 監査計画の取りまとめに関する事務
- 普通会計及び基金の決算審査の取りまとめに関する事務
- 健全化判断比率等の審査の取りまとめに関する事務
- 監査の結果に関する報告及び公表並びに措置状況の公表に関する事務  
(定期監査及び臨時監査に限る)

### 【監査第一担当3名】

- 総務部(契約局を除く)、危機管理防災部、教育局、県立学校等の監査の実施

### 【監査第二担当5名】

- 企画財政部、福祉部、保健医療部、県立学校の監査の実施

### 【監査第三担当5名】

- 契約局、農林部、県土整備部、都市整備部、警察本部の監査の実施

## 1 監査の種類

監査委員が実施する監査の種類は、地方自治法等に定められています。

監査の種類	根拠法律	監査の時期
1 定期監査	法第199条第1項、第4項	毎年度1回以上
2 行政監査	法第199条第2項	必要と認めるとき
3 随時監査	法第199条第5項	
4 財政的援助団体等監査	法第199条第7項	
5 請求・要求に基づく監査		
①直接請求に基づく監査	法第75条第3項	
②議会からの請求に基づく監査	法第98条第2項	
③知事からの要求に基づく監査	法第199条第6項	
④住民からの請求による監査	法第242条第4項、第5項	
⑤職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2第3項	
6 決算審査	法第233条第2項 企業法第30条第2項	毎年度1回
7 健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項 同法第22条第1項	毎年度1回
8 基金運用状況審査	法第241条第5項	毎年度1回
9 現金出納検査	法第235条の2第1項	毎月
10 指定金融機関等の監査	法第235条の2第2項 企業法第27条の2第1項	必要と認めるとき

※1 法・・・地方自治法

2 企業法・・・地方公営企業法

3 健全化法・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律

## 2 平成22年度の監査の概要

○ 平成22年度に実施した監査は、次のとおりです。

監査の種類	内 容	実施課所数等	監査結果等
定期監査 (行政監査を含む。)	財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が法令等に基づき、適正かつ効率的に実施されているか等について監査しました。 最小で最強の県庁組織による適正な行政運営を確保していくため、22年度は、「契約事務（契約方法や手続・履行確認、競争性や手続の透明性の確保）」と「支出事務（差替え等の不適正処理の有無、発注や履行確認における組織的チェック体制）」を重点監査項目としました。	588課所	指摘 4件 注意 34件 意見 1件
財政的援助団体等監査	県が補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等の4分の1以上を出資している法人及び公の施設の管理を委託している団体に対し、その資金等が目的に沿って適切に使われているか等について監査しました。	62団体 71箇所	注意 4件
住民監査請求監査	執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為について、県民から監査を求められたものについて、監査しました。	4件	棄却 4件
決算審査	一般会計、特別会計及び公営企業会計について、決算数値が正しいか、予算の執行が適正で効率的・効果的に行われているか等について審査しました。	一般会計 14特別会計 4公営企業会計	知事へ審査 意見書を提出
健全化判断比率等審査	健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を確認し、比率が正確に算定されているか審査しました。	一般会計等	同上
基金運用状況審査	運用が条例の趣旨に沿って、適正かつ効率的に執行されているか審査しました。	3基金	同上
現金出納検査	県の現金出納の計数が合っているかどうかについて、県の保管する現金残高と関係帳票類を毎月照合して検査しました。	一般会計 13特別会計 5公営企業会計	検査結果を知事と議会へ毎月提出
指定金融機関等の監査	指定金融機関が、法令、県財務規則等の規定に従い、公金の収納及び支払の事務を適正に行っているか監査しました。	1金融機関	知事と議会へ監査結果報告を提出

※ 平成23年3月1日現在の数値である。

○ 指摘、注意、意見の区分

監査の結果、不適正な事項が認められた場合、また、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、その処理を次のように区分しています。

区 分	適 用 基 準
指 摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善が必要と認められるもの
注 意	事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため、一層の改善、工夫が必要と認められるもの
意 見	次に該当する場合など、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められるもの 1 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの 2 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの

※ 指摘・注意は、地方自治法第199条第9項に基づく監査の結果に関する報告です。  
 意見は、同条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出するものです。

なお、平成22年度に公表した監査結果の指摘、注意の内容は、次のように区分しています。

収入・・・調定の遅れや誤り、納入通知書や督促の遅れ、債権管理簿や現金出納簿への記載漏れなど収入に係る不適正な事務処理

支出・・・支出負担行為決議書の未作成、支払遅延など支出に係る不適正な事務処理

契約・・・予定価格調書の未作成、分割発注、合理的理由のない1者随意契約、年度を越えた履行確認など契約に係る不適正な事務処理

財産・・・行政財産の使用許可漏れ、備品の処分に必要な手続を欠くものなど財産に係る不適正な事務処理

給与等・・・各種手当の認定誤り、旅費の支給誤り、報酬等の支払遅延など給与等に係る不適正な事務処理

その他・・・的確な事業執行がなされていないもの、職員の管理監督等が不十分なものなど

### 3 平成22年度に公表又は提出した監査の結果等

#### (1) 定期監査

監査の結果に関する報告は、年4回関係機関に提出するとともに公表しています。

平成22年度は、次のとおり平成21年度監査実施（第4回公表）分及び平成22年度監査実施（第1回～第3回公表）分を提出及び公表しました。

併せて、監査の結果に関する報告に添える意見を関係機関に提出しました。

区 分	対象機関	監査実施期間	公 表 日
21年度第4回公表	138機関	21年11月30日 ～22年3月31日	22年7月27日
22年度第1回公表	196機関	22年5月31日 ～8月2日	22年10月8日
22年度第2回公表	40機関	22年9月28日 ～10月29日	22年12月14日
22年度第3回公表	352機関	22年11月4日 ～23年2月10日	23年3月1日

#### ア 監査結果

【参考】

区 分	平成22年度	平成21年度
指 摘	5	6
注 意	49	64
意 見	4	6
計	58	76

#### イ 指摘

##### (ア) 平成21年度監査実施分・第4回公表

区 分	内 容
契約（1件）	・ 業務委託契約で指名競争入札としながら、競争入札参加資格者名簿に登載されてない業者を指名したもの
計（1件）	

##### (イ) 平成22年度監査実施分・第1回～第3回公表

区 分	内 容
収入（1件）	・ 滞納授業料の徴収で、学校名義の専用口座への受入れや現金出納簿の未作成など財務規則に反したもの
契約（3件）	・ 業務委託契約で首標金額を訂正した無効な入札書を有効な札として扱ったもの ・ 植木管理業務委託契約で、仕様書に定めた業務が実施されないまま履行確認を行ったもの ・ 産業廃棄物処理委託契約で、契約書未作成や支払遅延が繰り返されたもの
計（4件）	

ウ 注意

(ア) 平成21年度監査実施分・第4回公表

区 分	内 容
収入（3件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政財産使用料について督促状の発行が遅延していたもの(2件)</li> <li>行政財産使用料について調定及び納入通知書の発行が大幅に遅延していたもの</li> </ul>
支出（1件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>報償費の支払が遅延していたもの</li> </ul>
契約（7件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>再度入札に付し落札者がいない場合の契約方法が誤っていたもの</li> <li>業務委託契約で代表者印がないなど無効な見積書を除外せず見積合わせを実施したもの</li> <li>1件の契約として実施すべき工事を、工事請負と碎石購入に分割して発注したもの</li> <li>1件の契約として購入すべき物品を分割して購入していたもの</li> <li>同条件による見積合わせが行われぬまま、業者を選定していたもの</li> <li>予定価格調書を作成しないで契約を締結していたもの</li> <li>道路標識補修工事において履行確認が不適切であったもの</li> </ul>
財産（2件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務規則上必要な不用決定伺、廃棄伺をせずに備品を処分したものの</li> <li>販売のための図録等の在庫管理が不適切であったもの</li> </ul>
その他（2件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理徹底を求める税務局長通知後も差押動産・有価証券出納簿に記載がなかったもの</li> <li>職員予備監査で指導を受けたにもかかわらず、繰り返し金額未記入の納入通知書を証紙購入者に事前交付していたもの</li> </ul>
計（15件）	

(イ) 平成22年度監査実施分・第1回～第3回公表

区 分	内 容
支出（2件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付に当たり、交付要綱に定めのない概算払を行い、財務規則に基づく精算も未実施であったもの</li> <li>物品売買契約で100万円以上の契約にもかかわらず、支出負担行為決議書を作成しなかったもの</li> </ul>
契約（27件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者派遣契約において年度を越えて履行確認を行っていたもの</li> <li>予定価格調書が入った封筒を開封せず、設計金額を予定価格と認識したまま契約相手を決定していたもの</li> <li>3件の封筒印刷契約で、効率的な予算執行の観点から一括発注すべきものを個別に発注していたもの</li> <li>個人情報保護に係る契約事項が守られていなかったもの</li> <li>50万円以上の契約にもかかわらず請書を徴取しなかったもの（2件）</li> <li>1件の契約として購入すべき消耗品を分割して、1者見積りによ</li> </ul>



	<p>る随意契約としていたもの（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50万円以上の契約にもかかわらず予定価格調書を作成せず、かつ請書を徴取しなかったもの</li> <li>・ 業務委託契約の履行確認に当たり、実績報告書の提出前に検査を行っていたもの</li> <li>・ 業務委託契約で見積書と異なる履行期限により契約を締結していたもの</li> <li>・ 業務委託契約で50万円以上の契約にもかかわらず予定価格調書を作成せず、かつ年度を越えて履行確認を行っていたもの</li> <li>・ 1件の契約として発注すべき印刷契約を分割して、1者見積りによる随意契約としていたもの（3件）</li> <li>・ 50万円以上の契約にもかかわらず予定価格調書を作成していなかったもの（3件）</li> <li>・ 業務完了報告書の未提出、検査調書を作成しないなど完了検査が不適切であったもの</li> <li>・ 業務の難易度を考慮せずに他の業務委託の単価を用いていたもの</li> <li>・ 物品調達等電子入札運用基準に基づく紙入札参加承認書を交付しないまま入札を認めていたもの</li> <li>・ 修繕工事で施工可能業者が複数ありながら、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして随意契約としていたもの</li> <li>・ 工事内容に大きな変更が生じたにもかかわらず、変更契約を締結しなかったもの</li> <li>・ 参考見積書を有効な見積書として採用し、適正な見積合わせが行われなかったもの（2件）</li> <li>・ 業務委託契約で10万円以上の契約にもかかわらず、1者だけの見積もりとしていたもの</li> <li>・ システム機器賃貸借・保守契約で、作業内容等を確定せずに履行確認したもの</li> </ul>
財産（2件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政財産の使用許可の条件である管理費の負担及びその徴収方法が不適切であったもの</li> <li>・ 行政財産使用料の調定が最長5か月遅延したもの</li> </ul>
その他（3件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒物及び劇物取締法で指定された毒劇物が、帳簿による管理や定期的な確認が行われていなかったもの</li> <li>・ 軽油引取税の免税手続を怠り、過支出となったもの</li> <li>・ 予算残額を超える予定価格を設定し見積合わせを実施したもの</li> </ul>
計（34件）	

## エ 意見

### (ア) 平成21年度監査実施分・第4回提出

区 分	内 容
計 (3件)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県税の高額滞納事案の整理について、税務課の指導の徹底や基礎的調査の実施を求めるもの</li><li>・ 県税少額滞納の効率的な徴収を求めるもの</li><li>・ 県立学校等の情報管理の徹底を求めるもの</li></ul>

### (イ) 平成22年度監査実施分・第1回～第3回提出

区 分	内 容
計 (1件)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 適正な契約・支出事務について、会計管理者に指導の徹底を求めるもの</li></ul>

## オ 主な事例

### (ア) 指摘

#### 1 不適切な契約事務について（平成22年10月8日公表）

平成21年4月の危険物取扱者保安講習業務委託契約（単価契約3,948円）について、次の点で不適切であった。

- 1 一般競争入札において、1回目の入札で落札しなかったため、2回目の入札を行った際、1回目の入札書を複写し金額を訂正した無効な入札書を有効な札として扱った。
- 2 上記の一般競争入札が不調となったことから、翌日に「緊急の必要」を理由に随意契約により契約締結した。講習実施対象期間は6月1日からであり、4月1日に契約を締結しなければならない緊急の必要性は認められない。

#### 2 不適切な収入事務について（平成23年3月1日公表）

滞納となった授業料については、現金で収納し現金出納簿に記載した上で、即日又は翌日に指定金融機関等へ払い込むこととされているが、次のとおり不適切な取扱いが行われていた。

- 1 滞納者の便宜のため、学校名義の専用口座を設けて授業料を受け入れていた。
- 2 現金出納簿を作成していなかった。
- 3 専用口座や現金で受け入れた授業料を適時に指定金融機関等に払い込まず、1か月程度留め置くことが常態化していた。

### (イ) 注意

#### 1 不適切な工事契約について（平成22年7月27日公表）

指名競争入札により発注した工事について、再度の入札に付しても落札者がなかった。このため、設計変更をした上で、2件の工事に分割し、再度の入札に付し落札者がいないことを理由に随意契約により契約を締結した。

地方自治法施行令第167条の2第2項では、再度の入札に付し落札者がなく随意契約とする場合は、「契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない」と規定されている。設計変更した当該工事については、競争入札に付すべきであり、随意契約としたことは不適切であった。

#### 2 不適切な補助金交付事務について（平成22年10月8日公表）

平成21年度埼玉県総合流域防災事業費補助事業において、次の点が不適切であった。

- 1 補助金の支払を概算払としているが、補助金交付要綱に概算払ができる旨を定めるべきところ、定めていなかった。
- 2 財務規則に基づく精算を行っていなかった。

(ウ) 意見

1 情報管理の徹底について (平成22年7月20日提出)

県内の公立学校で、個人情報記録されたパソコンや書類の紛失等が繰り返されていることから、情報管理について次のとおり改善をする必要がある。

- 1 授業料の滞納整理や生徒指導のための訪問などの際に個人情報を持ち出すことがあるが、多くの機関で「重要な文書等の持ち出し(入手)等管理台帳」に記載がされていないなかった。

また、個人所有パソコンについての定期的な状況確認や公費購入したUSBメモリの台帳記載が行われていない機関が多数あった。

管理台帳への記載やUSBメモリの管理方法などを改善し、情報管理の徹底を図る必要がある。

- 2 自宅で採点するために試験答案を持ち帰ることが常態化している県立学校が多数あった。書類等の紛失事故が自宅への持ち帰りにより発生していることを考えると、試験答案の採点は学校内で行うべきであり、持ち帰りは真にやむを得ない場合に限るべきである。

2 適正な契約・支出事務について (平成22年9月29日提出)

平成22年度定期監査は、契約事務及び支出事務を重点監査事項に定め、本庁機関を監査したところ、以下の課題が見られた。

各課所のチェック体制の強化はもとより、会計管理者においては指導を徹底されたい。

- 1 計画的な予算執行について

物品の購入等において、適切な一括発注をしなかったものや時機を逸しているものなど、効率的な予算執行が行われていないと判断される事例が散見された。

特に、10万円未満の契約における1者見積など、契約手続の簡略化を意図して複数に分割して発注したと判断される事例については、予算執行の効率性のみならず、契約の競争性や透明性も損なう行為である。

- 2 履行確認について

業務委託契約等において、完了報告書の提出がなく検査調書が未作成であったものや完了報告書提出前の完了検査を実施したものなど、適正な完了検査が行われていない事例があった。

また、年度末を履行期限とする契約の履行確認を新年度の4月に行った事例が散見された。

- 3 契約事務の基礎的ルールについて

予定価格調書の作成、請書の徴取といった基礎的なルールを誤った事例が引き続きあった。ケアレスミスを防ぐためには課所の事前チェックはもとより、会計管理者による検査・指導が必要である。

カ 監査結果等に対する措置状況

これまでの監査結果等に対する措置の状況は次のとおりです。

監査結果等		22年度措置状況				措置累計 (B)	措置率 (B/A、%)
年度	件数 (A)	指摘	注意	意見	計		
18年度	219	—	—	—	—	219	100
19年度	107	—	—	1	1	106	99
20年度	111	4	2	7	13	106	95
21年度	82	5	34	4	43	79	96
22年度	39	1	22	1	24	24	62
計	558	10	58	13	81	534	96

※監査結果等の件数については、提出・公表年度ではなく、監査実施年度で整理しています。

(ア) 主な事例

a 指摘

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
農林部 農林総合 研究センター	<p>平成15年度から19年度にかけて、納入業者に見積書、納品書及び請求書の書き替えを指示し、透明摺りメスフラスコ、ホールピペット、丸底フラスコなど合計4,150,091円分の試験研究用の消耗品を購入したことにして、プロジェクターほか29点の備品を不正に購入した。</p> <p>また、備品出納簿に記載されている90点の備品の所在が不明であり、さらにセンター内にある500点の備品については、備品出納簿に記載されていない。</p> <p>備品の取得、管理及び処分について、著しく不適切であった。 (平成21年7月3日・第2095号)</p>	<p>平成21年4月10日付けで「財務事務の適正執行確保について」の文書を所内全職員に通知するとともに、全職員に対して研修を行い、備品の取得及び管理等について周知徹底を図った。</p> <p>また、消耗品の購入に当たっては、支出証拠書類に納品物品の写真の添付を義務付けるとともに納品検査に当たる分任出納員を増員し、3万円以上10万円未満の物品等の購入に際しても原則2者以上から見積書を徴取するなど再発防止に向け検査体制の強化を図った。</p> <p>さらに、所内に備品購入審査会を設置し、すべての備品購入の際に必要な性を審査するなど、予算の適正な執行にも努めることとした。</p> <p>監査の結果を受けて、所内すべての備品の一斉調査を行ってきたが、所在不明の90点の備品の所在については、25点の所在が判明したため適正に記載整理した。残りの65点については、関係課の指導に基づき再度所在不明理由を精査し、取得後10年以上経過して使用に耐えないなど判明した</p>

		<p>事由を詳細に記述して不用決定手続を行った。</p> <p>備品出納簿に記載のない500点の備品については、重複してカウントしたもの、明らかに消耗品として扱うべきもの、老朽化して使用不能なものが90点判明した。このため関係課の指導に基づき、これらを除く410点を備品出納簿に適正に記載整理することとした。</p> <p>なお、備品出納簿との照合を確実にするため、新たに「固有番号」を付したラベルを貼って整理し、補助簿として活用できる備品出納簿の電子データ化に取り組み、照合が完了したものから備品出納簿に記載している。</p> <p>(平成22年7月27日・第2204号)</p>
危機管理 防災部 消防学校	<p>平成20年7月25日に元荒川上流土地改良区から一級河川直排区域の排水負担金(630,250円)還付の通知を受理した。</p> <p>しかし、還付に係る歳入の調定を平成21年5月15日に処理したことは不適切であり、速やかな債権の確保に努めるべきであった。</p> <p>(平成22年3月5日・第2163号)</p>	<p>債権に係る文書については、調定日、納入通知書発行日などの事務処理予定を記録させ、確認を受けるように改善し、全職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、記録された事務処理予定について、決裁ラインでの適正なチェックを行い、債権管理に努めている。</p> <p>(平成22年7月27日・第2204号)</p>
保健医療 部 衛生研究 所	<p>平成20年度検査用消耗品の購入に当たり、以下のような不適正な事務処理を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一括して数十万円分を購入した後、見積書・納品書・請求書を10万円未満に分割した。</li> <li>12月補正で予算化された事業について、歳出予算令達前から発注し、納品を受けたにもかかわらず、年度末まで請求・支払いを遅らせた。</li> <li>年度を越えて納品された物品について、年度内に納入されたこととして支払いを行った。</li> <li>見積書・納品書・請求書の日付を空欄にするよう業者に指示した。</li> </ol> <p>(平成22年3月5日・第2163号)</p>	<p>再発防止のため、財務事務を担当する職員を集めた会議を開催して、埼玉県財務規則等関係法令及び支出事務の基本的手順を再確認した。</p> <p>さらに、出納総務課主催の財務研修に担当職員等13人を参加させ財務事務のスキルアップを図った。</p> <p>また、不適正処理防止のため、検査用消耗品の発注に当たり、各担当で反復継続的に必要となる消耗品や所としてまとめて購入できる消耗品については、契約方法としてすべて単価契約を導入した。</p> <p>また、確実に物品管理ができるように、組織的チェックが可能な在庫管理のシステムを整備した。</p> <p>(平成22年12月14日・第2245号)</p>

b 注意

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
福祉部 埼玉学園	<p>平成 20 年度、複合機の賃貸借契約及び複合機の複写サービスに係る単価契約(いずれも 5 年間の長期継続契約)に当たり、執行予定額の初年度分が、それぞれ 63,630 円と 149,869 円であることから予定価格調書を作成しなかった。</p> <p>契約期間全体の執行予定額は、それぞれ 636,300 円と 1,498,690 円であり、いずれも 50 万円以上であることから、予定価格調書を作成すべきであった。</p> <p>(平成 22 年 3 月 5 日・第 2163 号)</p>	<p>再発防止のため、契約事務の処理に当たっては、予定価格調書の作成の要否も含め、埼玉県財務規則等関係法令を遵守し、適切な財務事務の執行に努めるよう職場会議を通じ職員へ徹底を図った。</p> <p>併せて、職場内で二重チェックを行うことにより、適正な事務処理を確保することとした。</p> <p>(平成 22 年 7 月 27 日・第 2204 号)</p>
県土整備部 熊谷県土整備事務所	<p>平成 21 年 3 月に、熊谷スポーツ文化公園において、公園等建設工事(需用費) (499,800 円) 及び公園等建設工事(需用費) その 2 (499,800 円) を随意契約により行った。</p> <p>2 件の工事は施工箇所が隣接しており、工事内容、見積依頼日、工期が同一であり、見積合わせの結果、発注した業者も同じであった。</p> <p>このような建設工事を、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p> <p>(平成 22 年 3 月 5 日・第 2163 号)</p>	<p>監査結果の詳細について、平成 21 年 12 月 21 日幹部会議で情報の共有を図り、再発防止を徹底するとともに、埼玉県財務規則及び事務の適正化について周知・徹底を図った。</p> <p>また、随意契約による発注の際のチェックリストを作成し再発防止を徹底した。</p> <p>(平成 22 年 7 月 27 日・第 2204 号)</p>

c 意見

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の監査委員への報告日)
教育局 総務課 県立学校 人事課 高校教育 指導課 小中学校 人事課	<p>平成 19 年度・20 年度の 2 年間に、生徒の個人情報が記録されたパソコン等の盗難や紛失が 5 件発生したほか、生徒指導要録を誤って廃棄するなど紙文書での事故も 2 件発生している。</p> <p>事故のたびに、情報管理徹底の通知や研修などが行われているが、教職員一人ひとりに情報管理の重要性が十分浸透しているとは言い難い。</p> <p>教育局の関係各課及び教育事務所が一体となり、学校現場を指導する必要がある。また、各学校においては、校長が中心となり、すべての教職員が情報管理の重要性をしっかりと認識するよう努める必要がある。</p> <p>(平成 21 年 10 月 6 日・第 2122 号)</p>	<p>平成 22 年 10 月 1 日から 11 月 30 日までを「教職員事故防止運動強化期間」と定め、すべての公立学校及び市町村教育委員会に教職員事故防止に関する研修の実施を通知した。また情報管理を含め事故防止全般について意識の啓発を図るとともに、研修会の実施状況について報告を求めた。</p> <p>その際、事故防止のためのチェックポイントを配布することとし、様々な事故防止の観点が浸透するように工夫した。</p> <p>県立学校に対する電子データやパソコン、紙情報の管理に係る指導について、これまで関係課が別々に学校訪問などを通じて行っていた。しかし、この指導方法について、教育局が一体となって管理するため、関係課が合同で実地検査を行う形に改めた。</p> <p>12 月までに、県立学校人事課と総務課が合同で 13 校を訪問するとともに、各課が個別に延べ 136 校を訪問し、重点的に情報管理の確認を行った。</p> <p>これらにより、管理職の指導のもと、教職員一人ひとりの情報管理に対する意識を高め、個人情報の紛失・盗難事故防止につなげている。</p> <p>(平成 23 年 2 月 10 日)</p>



(2) 財政的援助団体等監査

出資団体 25 団体、補助金等交付団体 24 団体及び指定管理者 13 団体 22 施設、計 71 箇所を監査しました。

監査の結果、次のとおり注意事項 4 件がありました。

また、監査結果に対する措置状況 4 件を公表しました。

ア 指摘

なし

イ 注意

項目	内 容
現金管理等 (4 件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>他団体の受託事務に係る売上金について、経理処理が行われていなかったもの</li> <li>雇用主負担の団体保険の割戻金等が簿外預金とされていたもの</li> <li>年度末に残額のあった交際費の前渡金について、精算の処理がなされていないもの</li> <li>現金事故の再発防止策に定める現金精査が徹底されていないもの</li> </ul>
計 (4 件)	

ウ 監査結果に対する措置状況

(ア) 注意

対象機関 (所管部局)	監 査 結 果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講 じ た 措 置 (措置の公表日・県報の号数)
株式会社 秩父開発機構 (企画財政部)	秩父観光農林業協会及びちちぶ花銀行の事務を秩父開発機構の職員が取り扱っているが、売上金について、起票や記帳等の経理処理を行わないまま現金 (監査日現在 94 千円) で保管しているなど、事務の執行に適正を欠いていた。 (平成 22 年 12 月 14 日・第 2245 号)	平成 22 年 11 月に「他団体受託事務局業務金銭等取扱い要領」を作成し、他団体の事務局業務に係る金銭の出納について、起票等の経理処理のルール化を図るとともに、総務部長を会計責任者とし、組織的なチェック体制を整備した。 (平成 23 年 3 月 1 日・第 2266 号)
財団法人 埼玉県勤労者 福祉センター (産業労働部)	雇用主負担で団体保険に加入しているが、当該団体保険に係る年度ごとの割戻金等について法人収入に計上せず、これを簿外の銀行預金 (監査日現在残高 51,914 円) としていたことは不適切であった。 (平成 22 年 12 月 14 日・第 2245 号)	指摘のあった割戻金等については、平成 22 年 9 月の月次決算において全額「雑収入」として法人収支に組み入れた。 今後、割戻金等を受領したときは、すみやかに福利厚生費に戻入処理を行う。 (平成 23 年 3 月 1 日・第 2266 号)

<p>埼玉県住宅供給公社 (都市整備部)</p>	<p>平成21年度の交際費には、受領した前渡金(200,000円)に残額(年度末95,236円)を生じたが、精算の処理をすることなく翌年度に繰り越したことは不適切であった。 (平成22年12月14日・第2245号)</p>	<p>平成22年度に繰り越した交際費の残額については、11月30日付けで戻入(雑収入)の手続きを行った。 今後、交際費の前渡金については、所要額をその都度交付する方法に改めるとともに、翌月5日までに精算の処理を行い、これを出納役(財務課長)が確認することを徹底した。 (平成23年3月1日・第2266号)</p>
<p>株式会社 さいたまリバーフロンティア (企業局)</p>	<p>平成21年4月に役員による現金不正持ち出しの不祥事が判明したことから、同年5月11日付けで再発防止策を定め、チェック体制を強化することとした。 しかしながら、本社の小口現金に係る現金出納簿の記載において日付が前後した記入があり、日々の現金検査の徹底が図られていない。 (平成22年12月14日・第2245号)</p>	<p>現金の管理について、直ちに以下のとおり改善し、徹底することとした。 ・ 現金の支払いや受入れがあった場合は、必ずその日のうちに出納担当者が現金の出納をチェックし、現金出納簿に記帳する。 ・ 終業前に出納責任者(経理経営改善推進役)が必ず現金を確認し、現金出納簿の残高と再度照合する。 (平成23年3月1日・第2266号)</p>

### (3) 決算審査

平成21年度の決算審査の結果の概要は次のとおりです。

#### ア 一般会計・特別会計

歳入歳出決算の計数に誤りがないことを確認しましたが、監査委員が付した意見の内容は次のとおりです。

##### ○ 財政基盤の維持・強化について

雇用の拡大や企業誘致、中小企業支援などの県内経済の活性化に向けた取組を一層進めるとともに、さらなる事務事業の見直しなどにより財政基盤の維持強化が必要である。

##### ○ 未収金対策について

債権管理に要する人的コストを勘案し、真にやむを得ない場合は速やかに不納欠損処分するなど、以下の方策を検討し、スピード感のある対応を進めていただきたい。

- ・ 強制徴収等の事務の効率化・迅速化の観点から、納付見込みのない債権の管理事務は、専門的知識や経験のある職員を配置した組織に集約して処理すること
- ・ 債務者の資力・債権額を勘案し、強制徴収や訴訟、処分停止などに事案を仕分けるガイドラインを作成すること
- ・ 徴収困難なものは徴収コスト等も勘案し、不納欠損処分を進める環境を整備すること

## イ 公営企業決算

公営企業会計（4事業会計）の決算については、地方公営企業法等関係法令に準拠し、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していると確認しましたが、監査委員が付した意見の内容は次のとおりです。

### 《工業用水道事業会計・水道用水供給事業会計・地域整備事業会計》

#### ○ 職員の大量退職と技術力の維持・向上について

ベテラン職員の退職や業務委託の導入が進む中で、職員の技術力を維持・向上させ、事業を健全に発展できるよう、効果的な組織運営や人材育成の方策を講じていく必要がある。

#### ○ 公共調達における競争性の確保について

機械、電気工事等の発注に際しては、可能な限り汎用品を使用する仕様や発注方法の改善をさらに進める必要がある。また、高度な技術を有する専門業者の数が限られている現状では、安心安全な工事の施工をより安価に調達するための契約方式についても十分に検討する必要がある。

### 《病院事業会計》

#### ○ 収益の向上とコストの縮減について

地域医療機関との連携を強化し、より一層の患者確保に努めるとともに、高度・専門医療機関にふさわしい施設基準の取得等により、収益性を向上させること。

また、看護師の配置や医療材料の調達に当たっては、診療報酬制度との整合を図ること。

さらには、医療機器等の導入に当たっては、維持管理コストを含めたライフサイクルコストを考慮した調達方法について検討すること。

(4) 健全化判断比率等審査

知事から審査依頼を受け、知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、比率が正確に算定されているかを審査するものです。

○ 健全化判断比率

- ・実質赤字比率 : 一般会計等が赤字額の場合の赤字額と標準財政規模との割合
- ・連結実質赤字比率 : すべての会計の赤字額や黒字額（上水道などの公営企業の損益）を合算した合計が赤字額の場合の赤字額と標準財政規模との割合
- ・実質公債費比率 : 地方債の元利償還金（上水道などの公営企業や一部事務組合の元利償還金への一般会計の繰出も合算）の合計と標準財政規模との割合
- ・将来負担比率 : 一般会計等の地方債残高や県が将来支払う可能性のある一般財源の負担額と標準財政規模との割合

○ 資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に占める割合

※資金不足額 : 一般会計等の実質赤字に相当し、公営企業会計ごとに算定した額

事業規模 : 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

ア 健全化判断比率

審査に付された平成21年度一般会計などの決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したところ、早期健全化基準を超えているものはありませんでした。

【参考】

健全化判断比率	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	3.75%
②連結実質赤字比率	—	—	8.75%
③実質公債費比率	12.7%	12.5%	25%
④将来負担比率	246.2%	241.7%	400%

・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は－（マイナス）であり、赤字は生じていない。

## イ 資金不足比率

審査に付された平成21年度公営企業会計の決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したところ、すべての会計において資金不足は生じていませんでした。

### 【参考】

審査対象の会計	平成21年度	平成20年度	経営健全化基準
病院事業会計	—	—	20%
工業用水道事業会計	—	—	20%
水道用水供給事業会計	—	—	20%
地域整備事業会計	—	—	20%
流域下水道事業特別会計	—	—	20%

・上記5会計はすべて資金余剰となっており、資金不足は生じていない。

## (5) 住民監査請求監査

平成22年度に処理した住民監査請求は、次の4件です。

### ア 旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他に関する件

#### 〈監査結果〉

「再生砕石点検その他」及び「再生砕石撤去工事」は、石綿含有建材が混入した再生砕石の撤去という前例のない工事を実施するための事前調査と撤去工事という一連の流れと理解でき、二重工事であるとの主張には理由がないものとして棄却する。

#### 〈請求内容の要旨〉

旧浦和青年の家跡地において、平成21年8月に破碎されたアスベスト含有建材を再生砕石から目視により選別し回収する「再生砕石点検その他工事」が実施された。

しかしながら、一部を回収したに過ぎず再工事となり、平成22年1月から4月まで「再生砕石撤去工事」が実施された。

先に実施した「再生砕石点検その他工事」は、明らかな二重工事であり不必要かつ不適切な支出である。

よって、関係職員に支払金額の補填をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

### イ 自由民主党議員団に対して交付した平成21年度県政調査費の交通費にかかる支出の件

#### 〈監査結果〉

「県政調査費の運用指針」等からの逸脱は認められないため、請求は理由がないものとして棄却する。

#### 〈意見〉

県政調査費の用途等が証拠書類だけでは判断できず、議会事務局が口頭確認を行っているものが少なからず見受けられる。

透明性の確保の観点から、証拠書類は運用指針に適合していることが確認できる資料となるよう要望する。

議長の調査権限に基づき、議会事務局における一層の審査の充実を図られたい。

#### 〈請求内容の要旨〉

知事が自由民主党議員団に交付した平成21年度県政調査費の支出のうちの交通費について、議会自ら制定した「県政調査費の運用指針」から逸脱した用途がある。

このため、当該会派に対して、県政調査費のうち当該逸脱した用途に充てられた額の返還請求をするよう求める。

ウ 県政調査研究会、政調費公開の会、無所属刷新の会、高志会、元気塾及び貫徹の会に対して交付した平成21年度県政調査費にかかる支出の件

〈監査結果〉

「県政調査費の運用指針」等からの逸脱は認められないため、請求は理由がないものとして棄却する。

〈意見〉

県政調査費の使途等が証拠書類だけでは判断できず、議会事務局が口頭確認を行っているものが少なからず見受けられる。

透明性の確保の観点から、証拠書類は運用指針に適合していることが確認できる資料となるよう要望する。

議長の調査権限に基づき、議会事務局における一層の審査の充実を図られたい。

〈請求内容の要旨〉

知事が県政調査研究会など6会派に交付した平成21年度県政調査費の支出について、議会自ら制定した「県政調査費の運用指針」から逸脱した使途がある。

このため、当該各会派に対して、県政調査費のうち当該逸脱した使途に充てられた額の返還請求をするよう求める。

エ 再生砕石撤去工事説明会会場費の件

〈監査結果〉

住民説明会は「工事説明会」の内容を超えているなど県が主催した必要性が認められるため、会場使用料を県が支出したことは不当とは言えず請求は理由がないものとして棄却する。

〈意見〉

第1回住民説明会の会場使用料を、職員が自費で負担していたことが判明した。今後は、適正な事務処理を行うよう求める。

〈請求内容の要旨〉

再生砕石撤去工事に係る第2回住民説明会の会場使用料（4,180円）を県が支出したことは不当である。工事仕様書では「請負者が、住民等に対して工事説明会を開催する」とされており、請負者が費用負担すべきである。

よって、関係する県職員に補填させるなどの勧告を求める。



# 《資 料 編》

## 平成22年度に公表又は提出した監査の結果等

### 1 定期監査

#### (1) 実施課所数

年 度	監 査 課 所 (機 関)			実地監査 実施率(%)
	総 数	左 の 内 訳		
		委員による実地監査	委員による書面監査	
平成18年度	589	352	237	60
平成19年度	593	389	204	66
平成20年度	587	308	279	52
平成21年度	600	326	274	54
平成22年度	588	320	268	54

## (2) 監査の結果等

ア 平成21年度第4回提出(平成22年7月20日)

公表(平成22年7月27日)

## (ア) 監査の対象機関 138機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、浦和県税事務所、川口県税事務所、大宮県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
保健医療部	北足立福祉保健総合センター、入間西福祉保健総合センター、大里福祉保健総合センター、埼玉南福祉保健総合センター、朝霞保健所、鴻巣保健所、坂戸保健所、熊谷保健所、春日部保健所、越谷保健所、県立大学、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	産業技術総合センター北部研究所
農林部	川越農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、農業大学校、花と緑の振興センター
県土整備部	朝霞県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	伊奈新都市建設事務所、八潮新都市建設事務所、越谷建築安全センター
教育局	南部教育事務所、西部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター深谷支所、総合教育センター江南支所、スポーツ研修センター、浦和図書館、熊谷図書館、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、文書館、加須げんきプラザ、小川げんきプラザ、神川げんきプラザ、岩槻高校、浦和工業高校、浦和商业高校、浦和東高校、大井高校、大宮工業高校、大宮光陵高校、大宮中央高校、越生高校、鴻巣女子高校、越谷北高校、越谷西高校、越谷東高校、越谷南高校、坂戸高校、幸手商業高校、狭山清陵高校、菖蒲高校、庄和高校、誠和福祉高校、所沢北高校、南稜高校、羽生高校、富士見高校、三郷高校、吉川高校、与野高校、和光国際高校、蕨高校、上

	尾特別支援学校、岩槻特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、特別支援学校塙保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、宮代特別支援学校、和光特別支援学校
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、大宮西警察署、蕨警察署、川口警察署、武南警察署、朝霞警察署、草加警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、深谷警察署、行田警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署

備 考

平成22年4月1日付け組織改正等

改 正 前		改 正 後	
部 局	機 関	部 局	機 関
保健医療部	福祉保健総合センター（4所）	保健医療部	廃止
	越谷保健所		廃止
	県立大学		廃止
都市整備部	伊奈新都市建設事務所	都市整備部	廃止
教育局	菖蒲高校	教育局	閉校

(イ) 監査実施日

平成21年11月30日～平成22年3月31日

監査において指摘事項・注意事項又は監査の結果に関する報告に添える意見として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘

対象機関	監査の結果
<p>教育局 自然の博物館</p>	<p>次の業務委託契約において、指名競争入札としながら「競争入札参加資格者名簿」に登載されていない業者を指名したことは、不適切であった。</p> <p>1 第2・第3・特別収蔵庫燻蒸業務委託契約            (1) 平成20年度 (1,417,500円)            (2) 平成21年度 (1,438,500円)</p> <p>2 特別天然記念物カモシカ食害対策事業(特別調査)業務委託契約            (1) 平成20年度 (2,272,810円)            (2) 平成21年度 (2,258,457円)</p>

b 注意

対象機関	監査の結果
<p>総務部 浦和県税事務所</p>	<p>動産を差し押さえた場合には、差押動産・有価証券出納簿に記載することとなっている。平成20年度に差押動産の紛失事故が発生したことを受けて、税務局長名で各県税事務所長あてに通知を出し、管理の徹底を図ったにも関わらず、21年度の差押動産・有価証券出納簿に記載しなかったことは、不適切であった。</p>
<p>総務部 自動車税事務所</p>	<p>証紙売払い代金の納入について、金額を記入していない納入通知書に公印を押印した上で、事前に証紙購入者に交付していた。</p> <p>このことは、平成19年度、20年度の監査において、適正執行するよう現場指導をしていたが、21年12月の職員予備監査時点でも是正されていなかったことは、不適切であった。</p>
<p>農林部 川越農林振興センター</p>	<p>平成21年1月に指名競争入札により発注した工事について、再度の入札に付しても落札者がなかった。このため、2月に設計内容を変更した上で、2件の工事に分割し、再度の入札に付し落札者がいないことを理由に随意契約によって契約を締結した。</p> <p>しかし、地方自治法施行令第167条の2第2項では、再度の入札に付し落札者がなく随意契約とする場合は、「契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するとき定めた予定価格その他の条件を変更することができない」と規定されている。設計変更した2件の工事については、競争入札に付すべきであり、随意契約により締結したことは不適切であった。</p> <p>①20伊佐沼第102号樋管工事(9,100千円)            ②20伊佐沼第103号浚渫工事(6,240千円)</p>
<p>教育局 嵐山史跡</p>	<p>平成21年度の展示設備等保守点検業務委託(630千円)について、次の点で不適切であった。</p>

の博物館	<p>1 見積合わせのため徴取した見積書のうち1社分が、社印及び代表者印が押されておらず無効であったにもかかわらず、これを除外せずに見積合わせを実施した。</p> <p>2 予定価格調書において、税抜き価格の記載金額が誤っていた。</p>
教育局 熊谷図書館	<p>平成20年度の駐車場整備工事を工事請負(需用費945千円)と砕石購入(210千円)に分割して発注した。</p> <p>工事請負と砕石購入を別契約とすべき理由はなく、契約を分けた結果、支出負担行為決議及び契約書が省略できる軽易な契約となった。</p> <p>この工事は、材料費を含めた一括発注とし、支出負担行為決議を得た上で契約書を作成すべきであり、分割したことは不適切であった。</p>
教育局 スポーツ 研修センター	<p>昭和63年6月に取得した体力診断システム(取得価格11,500千円、パソコン、自転車エルゴメーター、各種測定機器など)17点のうち、パソコンなど4点を平成14年3月に廃棄した。しかし、他の13点は、15年7月に廃棄したと考えられるが、不用決定等必要な手続を取らなかった。</p> <p>また、重要物品等カードに14年3月廃棄の記載がされていなかった。</p> <p>これら備品の管理において、必要な手続がなされていなかったことは、不適切であった。</p>
教育局 歴史と民俗の博物館	<p>販売のための図録等の在庫管理について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 図録等の販売の都度に物品売払い整理簿を記入していなかった。</p> <p>2 定期的な在庫確認及び物品売払い整理簿との照合を怠ったため、36品中14品の在庫数が物品売払い整理簿の残数量と一致していなかった。</p>
教育局 大井高校	<p>平成21年度の体育施設開放事業で県民が利用した4件の体育館使用料(8,285円)について、納入催告などの適切な債権管理が行われていなかった。</p> <p>また、そのうちの2件(3,325円)は、埼玉県財務規則で定められている期限内に督促状が発行されていなかったことは、不適切であった。</p>
教育局 大宮工業 高校	<p>おもいっきりスポーツ外部指導者サポート事業及びスポーツスペシャリスト外部指導者サポート事業では、外部指導者に対する報償費は実施月の翌月25日までに支払うこととされているが、両事業での支払について、次のとおり不適切な点があった。</p> <p>1 おもいっきりスポーツ外部指導者サポート事業</p> <p>平成20年度事業で、20年6月及び7月実施分の報償費をまとめて9月に、また、20年8月及び9月実施分をまとめて10月に支払っていた。</p> <p>また21年度事業で、21年6月から9月までの報償費4か月分をまとめて12月に支払っていた。</p> <p>2 スポーツスペシャリスト外部指導者サポート事業</p> <p>21年度事業で、21年6月から10月までの報償費5か月分をまとめて12</p>

	月に支払っていた。
教育局 所沢北高 校	<p>平成 21 年 3 月に、生徒用椅子 200 脚 (458, 850 円) 及び折りたたみ椅子 100 脚 (429, 450 円) をそれぞれ見積合わせにより、納入事業者を選定して、購入を行った。</p> <p>2 件の契約は、同種の物品の購入であり、見積合わせ日及び納品日が近接していた。</p> <p>計画的な予算執行を心がけ、一括発注により予定価格調書を作成し、請書を徴するべきであった。</p>
教育局 与野高校	<p>平成 21 年 4 月の行政財産使用料 (33, 505 円) について、納入期限の翌日から起算して 40 日以内に督促状により督促すべきところ、納入期限後、3 か月以上経過してから督促状を発送していた。</p> <p>また、21 年 8 月の行政財産使用料 (24, 001 円) において、納入期限の翌日から起算して 40 日以上経過しながら、督促状を発行していなかった。</p> <p>これら行政財産使用料の債権管理において、必要な手続を行わなかったことは不適切であった。</p>
教育局 蕨高校	<p>平成 21 年 4 月に行政財産使用許可をした 6 件について、22 年 3 月まで使用料 (626, 993 円) の調定及び納入通知を行わなかったことは不適切であった。</p>
教育局 蕨高校	<p>平成 20 年度旧定時制職員室床修理 (260, 400 円) に係る見積合わせに当たり、見積参加業者 3 者あてに依頼文書を送付した。</p> <p>しかし、3 者から提出された見積書は積算根拠が異なるものとなっていた。</p> <p>このため、同じ条件による見積合わせが行われぬまま、業者を選定していたことは不適切であった。</p>
教育局 特別支援 学校坂戸 ろう学園	<p>平成 21 年 1 月に厨房休憩室入口改修工事 (507, 150 円) を実施した。</p> <p>この契約の予定価格は 50 万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかったことは不適切であった。</p>
警察本部 深谷警察 署 吉川警察 署	<p>平成 20 年度の深谷警察署及び 21 年度の吉川警察署の路側式道路標識補修工事 (単価契約) において、単価契約の工事内容に対する理解が不十分であったため、発注書に記載した工事内容と、施工を指示した工事内容が異なっていた。</p> <p>施工しようとした工事と異なった発注書を作成したこと、及び発注書の内容と施工が異なっていたにもかかわらず履行確認を行ったことは、不適切であった。</p>

c 意見

対象機関	監 査 の 意 見
総務部 税務課 大宮県税 事務所 川越県税 事務所 所沢県税 事務所 熊谷県税 事務所 行田県税 事務所 自動車税 事務所	<p>100万円以上の高額滞納事案については、各県税事務所の対応状況について、税務課が年3回（6月頃、11月頃、2月頃）の指導を行っている。</p> <p>この指導事案について以下の課題が見られた。</p> <p>1 税務課の指導の徹底について</p> <p>営業実態の把握や現地調査などを求める指導が行われたにもかかわらず、次回指導時までには実施されず、繰り返し同じ指導を受けている事案が散見された。</p> <p>税務課では、指導の徹底を図るとともに、県税事務所では、速やかに指導内容を実施されたい。</p> <p>2 基礎的調査の実施について</p> <p>滞納者に関する基礎的な調査を行わないまま、滞納者からの説明等に基づき、納税折衝を行っている事案が散見された。</p> <p>高額滞納事案では、決算書等により経営状況や不動産等の資産の把握に努め、差押えの可否なども念頭に置いて納税折衝を行う必要がある。</p>
総務部 税務課 浦和県税 事務所 川口県税 事務所 大宮県税 事務所 上尾県税 事務所 朝霞県税 事務所 川越県税 事務所 所沢県税 事務所 飯能県税 事務所 東松山県 税事務所 秩父県税	<p>少額滞納の徴収に効果が大きい勤務先調査及び車輪止め装置の活用に当たっては、以下の点に留意して、効率的に滞納整理を進められたい。</p> <p>1 勤務先調査</p> <p>勤務先調査は、給与や給与口座の差押えに結びつくほか、職場にいる本人への催告により、自主納付の促進などの効果も大きい。</p> <p>多くの県税事務所では、勤務先を把握した滞納者のうち数十名から数百名程度について、催告後の徴収や処分の進まない理由が不明確なまま未処理となっていた。</p> <p>勤務先調査後の処理を担当者任せにせず、処理に遅れが見られる場合には組織的に対応するなど、適切な進行管理が必要である。</p> <p>2 車輪止め装置</p> <p>ある県税事務所では、車輪止め装置を持参した9件のうち、8件で実際に装着することなく納付や分割納付に結びつき、残る1件で実際に装着したところ分割納付に結びついた。</p> <p>車輪止め装置を持参することは、納付がなければ自動車の差押えを実行するという県の意思表示であり、滞納者に対する心理的圧力は大きい。</p> <p>実際に装着して差押えする場合でも、自動車を引き上げて差押えする場合に比べて簡便に実行できる。</p> <p>このように効果が大きい、車輪止め装置の一層の活用を図る必要がある。</p>



<p>事務所 本庄県税 事務所 熊谷県税 事務所 行田県税 事務所 春日部県 税事務所 越谷県税 事務所</p>	
<p>教育局</p>	<p>県内の公立学校で、個人情報記録されたパソコンや書類の紛失等が繰り返されていることから、情報管理について次のとおり改善をする必要がある。</p> <p>1 授業料の滞納整理や生徒指導のための訪問などの際に個人情報を持ち出すことがあるが、多くの機関で「重要な文書等の持ち出し（入手）等管理台帳」に記載がされていなかった。</p> <p>また、個人所有パソコンについての定期的な状況確認や公費購入したUSBメモリの台帳記載が行われていない機関が多数あった。</p> <p>管理台帳への記載やUSBメモリの管理方法などを改善し、情報管理の徹底を図る必要がある。</p> <p>2 自宅で採点するために試験答案を持ち帰ることが常態化している県立学校が多数あった。書類等の紛失事故が自宅への持ち帰りにより発生していることを考えると、試験答案の採点は学校内で行うべきであり、持ち帰りは真にやむを得ない場合に限るべきである。</p>

イ 平成22年度第1回提出（平成22年9月29日）

公表（平成22年10月8日）

(ア) 監査の対象機関 196機関

所管部局	監査対象機関
直轄	秘書課（報道長、総合調整幹を含む）
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報企画課、システム管理課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、入札企画課、入札審査課、入札執行課、税務課、特別徴収課税調査課
県民生活部	広聴広報課、NPO活動推進課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、自然環境課、みどり再生課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢介護課、障害者福祉推進課、障害者自立支援課、福祉監査課、少子政策課、子育て支援課、こども安全課、精神保健福祉センター
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康づくり支援課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、薬務課
産業労働部	産業労働政策課、新産業育成課、商業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、産業拠点整備課、勤労者福祉課、就業支援課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、経済流通課、農地活用推進課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道業務課、水道施設課、水道整備課
病院局	経営管理課、がんセンター建設課、循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センター

下水道局	下水道管理課
行政委員会 等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、高校改革推進課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、スポーツ振興課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、少年課、少年捜査課、生活環境第一課、生活環境第二課、子ども女性安全対策隊、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、災害対策課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(イ) 監査実施日

平成22年5月31日～平成22年8月2日

監査において指摘事項・注意事項又は監査の結果に関する報告に添える意見として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘

対象機関	監査の結果
危機管理 防災部 消防防災 課	<p>平成 21 年 4 月の危険物取扱者保安講習業務委託契約（単価契約 3,948 円）について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 一般競争入札において、1 回目の入札で落札しなかったため、2 回目の入札を行った際、1 回目の入札書を複写し金額を訂正した無効な入札書を有効な札として扱った。</p> <p>2 上記の一般競争入札が不調となったことから、翌日に「緊急の必要」を理由に随意契約により契約締結した。講習実施対象期間は 6 月 1 日からであり、4 月 1 日に契約を締結しなければならない緊急の必要性は認められない。</p>

b 注意

対象機関	監査の結果
企画財政 部 改革推進 課	<p>平成 21 年度の秘書業務に係る労働者派遣契約の支払(22 年 3 月分 4,095 千円)について、履行確認を 22 年 4 月に行い 21 年度歳出予算から執行したことは不適切であった。</p>
総務部 管財課	<p>平成 21 年 12 月、県立大学地上デジタル転換工事について、4 者による見積合わせにより契約を締結した。</p> <p>見積合わせの際、予定価格調書が入っている封筒を開封せず、誤って設計金額を予定価格として認識したまま、契約相手を決定したのは不適切であった。</p>
総務部 税務課	<p>平成 22 年 1 月、規格が異なる 3 件の封筒印刷について、それぞれ電子入札システムのオープンカウンタにより同一日に発注し、随意契約を行った。</p> <p>これらの契約は、規格が異なる印刷の発注ではあるが、一括して発注することにより契約金額の低減が見込める。効率的な予算執行の観点から一括発注とすべきであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 還付（充当）通知用封筒 108,700 枚 514,748 円</li> <li>・ 督促状・催告書用封筒 104,700 枚 507,899 円</li> <li>・ 自動車税還付用封筒 210,000 枚 673,680 円</li> </ul>
総務部 総務事務 センター	<p>平成 21 年度総務事務システム（子ども手当）改修業務委託契約（3,376 千円）については、埼玉県個人情報保護条例の規定により、個人情報の保護にかかる事項が契約書に定められている。</p> <p>契約書では、受託者は同条例第 9 条等の規定に従事者に周知し、従事者から提出を受けた誓約書の写しを県に提出しなければならないとしているが、これを提出させていなかった。</p>

	<p>条例に基づいて自ら定めた契約事項が遵守されておらず不適切であった。</p>
<p>県民生活 部 青少年課</p>	<p>平成22年3月に青少年総合野外活動センターの自動車を修繕(534,240円)した。契約金額が50万円以上であり、請書を徴取すべきところ、徴取していなかった。</p>
<p>県民生活 部 防犯・交通 安全課</p>	<p>平成22年3月に交通安全の啓発のための反射材付きの折り畳み傘100本(97,020円)及びジャンプ傘100本(82,320円)を購入した。3月上旬から4月上旬に配布する予定であったが、実際に配布したのは3か月以上遅れた6月下旬から7月下旬となった。</p> <p>計画どおりに事業が執行されず、当初の目的が十分に発揮されなかったことは、不適切であった。</p> <p>また、この2種類の傘の購入については、見積日、納品日、契約相手が同一であった。総額で10万円を超える契約にもかかわらず、2者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>
<p>県民生活 部 防犯・交通 安全課</p>	<p>平成22年3月の飲酒運転根絶に向けた啓発ステッカー(665,200円)購入契約について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予定価格が50万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</li> <li>2 契約金額が50万円以上であり、請書を徴取すべきところ、徴取していなかった。</li> </ol>
<p>危機管理 防災部 消防防災 課</p>	<p>平成21年度の地域防災力向上事業業務委託契約(51,555千円)について、22年3月31日に履行確認検査を行った。</p> <p>業務実績報告書が提出されたのは、22年4月15日であり、業務実績報告書の提出前に検査を行ったことは不適切であった。</p>
<p>環境部 産業廃棄 物指導課</p>	<p>平成21年度にPCB廃棄物保管及び処分状況等管理システム入力業務委託契約(519千円)を随意契約により締結しようとした。</p> <p>この際、契約相手から見積書の提出時に示された履行期限(22年1月31日)では業務が完了できない旨の申し出があった。これを受けた結果、見積書と異なる履行期限(22年2月5日)で契約を締結したことは不適切であった。</p>
<p>福祉部 少子政策 課</p>	<p>平成21年度の2件の業務委託契約について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 21年9月に父親の子育て参加促進事業契約(799千円)を締結した。予定価格が50万円以上であり予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</li> <li>2 「パパ・ママ応援ショップ」携帯サイト更新・維持管理業務委託契約(119千円)の履行確認を22年4月2日に行い、21年度歳出予算から執行した。</li> </ol>

福祉部 こども安全課	<p>平成 21 年 4 月に母子寡婦福祉資金の督促状兼領収書 (76, 440 円) 及び納入通知書兼領収書 (99, 960 円) の印刷を発注した。各々の主要な印刷仕様のほか、見積日、納品日、契約相手も同一であった。</p> <p>総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、2 者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>
保健医療部 医療整備課	<p>平成 22 年 3 月に購入した下記の消耗品については、それぞれ見積日、納品日、契約相手が同一であった。</p> <p>総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、2 者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉DMA T整備事業に使用する消耗品 (3 件計 224, 899 円)</li> <li>・ドクターヘリ運営事業に使用する消耗品 (3 件計 250, 561 円)</li> </ul>
保健医療部 疾病対策課	<p>平成 22 年 2 月に発注した印刷物の契約について、予定価格が 50 万円以上であったことから、予定価格調書を作成すべきところ作成していなかった。</p>
保健医療部 食品安全課	<p>平成 22 年 3 月に食品衛生オンライン用のプリンターに使用するトナーを購入 (801, 255 円) した。契約金額が 50 万円以上 100 万円未満であり請書を徴取すべきところ、徴取していなかった。</p>
保健医療部 食品安全課	<p>平成 22 年 3 月に印刷発注した下記の啓発用ステッカーについては、主要な印刷仕様のほか、見積日、納品日、契約相手も同一であった。</p> <p>総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、2 者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児向け手洗いステッカー (97, 965 円)</li> <li>・食の安全・安心ステッカー (97, 965 円)</li> </ul>
産業労働部 企業立地課	<p>平成 22 年 1 月に埼玉県ビジネス懇談会における料理・飲物の提供に関する契約 (1, 600 千円) を締結した。</p> <p>契約書では、飲食物の提供のほか、会場の設営等の業務を委託する仕様となっている。委託料で支出すべきところ、食糧費、使用料及び賃借料、その他の需用費に区分して支出したことは不適切であった。</p> <p>また、履行確認において次の点が不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 監督又は検査を行う職員の指定を行わなかった。</li> <li>2 業務完了後、契約に定めた書面での報告書の提出がなかった。</li> <li>3 検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。</li> </ol>
県土整備部 河川砂防	<p>平成 21 年度の埼玉県総合流域防災事業費 (洪水ハザードマップ調査補助) 補助事業 (6 市町 3, 776 千円) の執行について、次の点で不適切であった。</p>

課	<p>1 補助金の支払を概算払としているが、補助金交付要綱に概算払ができる旨を定めるべきところ、定めていなかった。</p> <p>2 埼玉県財務規則に基づく精算を行っていなかった。</p>
教育局 総務課	<p>平成 21 年度埼玉県教育情報セキュリティ監査業務委託に係る積算に当たり、システム管理課の埼玉県情報セキュリティ監査業務委託と同じ単価を使用し、一般競争入札を実施したところ、落札率が 18.2%であった。</p> <p>システム管理課の業務は、情報システムの脆弱性診断など高度なスキルを要する仕様であるが、この業務はセキュリティポリシーを順守しているかの調査であった。</p> <p>業務の難易度を考慮せずに他の業務委託の単価を用いたのは不適切であった。</p>
教育局 義務教育 指導課	<p>平成 21 年 3 月にデジタルファクシミリ複合機のプリントサービス等に係る単価契約について、指名競争入札を電子入札で実施した。参加 3 者中 2 者は電子入札を行ったが、残る 1 者については、県に対し紙入札参加承認の申請をし、紙入札を行った。入札の結果、この紙入札をした業者が落札した。</p> <p>この際、埼玉県物品調達等電子入札運用基準に基づく紙入札参加承認書を交付しないまま入札を認めたことは、不適切であった。</p>
教育局 生涯学習 文化財課	<p>平成 21 年度に川の博物館音楽噴水修繕工事契約 (2,992 千円、3 者による見積合わせ) 及び川の博物館アドベンチャーシアター油圧系修繕工事契約 (2,581 千円、2 者による見積合わせ) を締結した。</p> <p>いずれの契約も、施工可能業者が複数ありながら、「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」として競争入札を行わず随意契約としたことは不適切であった。</p>
警察本部 施設課	<p>平成 21 年度の寄居警察署道路付替造成工事 (11,534 千円) については、施工中に工事の主要な内容である擁壁の構造及び形状を大幅に変更した。</p> <p>しかし、工事内容に大きな変更が生じたにもかかわらず、変更契約を締結しなかったことは、不適切であった。また、工事内容を変更する時には、建築工事監督要綱に基づく工事報告書による報告をすべきところ、行っていない。</p>

c 意見

対象機関	監 査 の 意 見
<p>会計管理者</p>	<p>平成 22 年度定期監査は、契約事務及び支出事務を重点監査事項に定め、本庁機関を監査したところ、以下の課題が見られた。</p> <p>各課所のチェック体制の強化はもとより、会計管理者においては指導を徹底されたい。</p> <p>1 計画的な予算執行について</p> <p>物品の購入等において、適切な一括発注をしなかったものや時機を逸しているものなど、効率的な予算執行が行われていないと判断される事例が散見された。</p> <p>特に、10 万円未満の契約における 1 者見積など、契約手続の簡略化を意図して複数に分割して発注したと判断される事例については、予算執行の効率性のみならず、契約の競争性や透明性も損なう行為である。</p> <p>2 履行確認について</p> <p>業務委託契約等において、完了報告書の提出がなく検査調書が未作成であったものや完了報告書提出前の完了検査を実施したものなど、適正な完了検査が行われていない事例があった。</p> <p>また、年度末を履行期限とする契約の履行確認を新年度の 4 月に行った事例が散見された。</p> <p>3 契約事務の基礎的ルールについて</p> <p>予定価格調書の作成、請書の徴取といった基礎的なルールを誤った事例が引き続きあった。ケアレスミスを防ぐためには課所の事前チェックはもとより、会計管理者による検査・指導が必要である。</p>



ウ 平成22年度第2回提出(平成22年12月6日)

公表(平成22年12月14日)

(ア) 監査の対象機関 40機関

所管部局	監査対象機関
総務部	川口県税事務所
環境部	東松山環境管理事務所
保健医療部	春日部保健所、加須保健所
産業労働部	創業・ベンチャー支援センター
農林部	本庄農林振興センター、春日部農林振興センター、農林総合研究センター水田農業研究所、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター茶業研究所、農村整備計画センター
県土整備部	朝霞県土整備事務所、川越県土整備事務所
都市整備部	川越建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	行田浄水場、水質管理センター、第二水道整備事務所
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所
教育局	伊奈学園中学校、伊奈学園総合高校、大宮工業高校、大宮商業高校、大宮南高校、小川高校、川越総合高校、志木高校、杉戸高校、秩父高校、所沢北高校、所沢中央高校、所沢西高校、豊岡高校、滑川総合高校、松伏高校、与野高校
警察本部	小川警察署、小鹿野警察署、児玉警察署、加須警察署

(イ) 監査実施日

平成22年9月28日～平成22年10月29日

監査において指摘事項・注意事項又は監査の結果に関する報告に添える意見として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘  
該当なし

b 注意

対象機関	監 査 の 結 果
保健医療 部 加須保健 所	平成 22 年 3 月に冊子「利根保健医療圏の脳卒中医療機能」(98 千円) 及び「北埼玉地域における脳卒中医療連携の構築」(98 千円) の印刷を発注した。各々の主要な印刷仕様のほか、見積日、納品日、契約相手も同一であった。 総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、2 者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。
教育局 川越総合 高校	毒物及び劇物取締法で指定された硫酸等の毒劇物について、帳簿による管理及び定期的な確認がされていなかったことは不適切であった。
教育局 所沢西高 校	平成 21 年 9 月に発注した修繕の契約について、予定価格が 50 万円以上であったことから、予定価格調書を作成すべきところ作成していなかったことは不適切であった。

c 意見  
該当なし

エ 平成22年度第3回提出（平成23年2月21日）

公表（平成23年3月1日）

(ア) 監査の対象機関 352機関

所管部局	監査対象機関
直轄	秘書課（報道長、総合調整幹を含む）
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、浦和県税事務所、大宮県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	平和資料館、パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、中央児童相談所、南児童相談所、川越児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、埼玉学園
保健医療部	川口保健所、朝霞保健所、草加保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、坂戸保健所、狭山保健所、幸手保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、衛生研究所深谷支所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川口高等技術専門校、川越高等技術専門校、熊谷

	高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高等技術専門校、職業能力開発センター
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興センター、農林総合研究センター、農林総合研究センター水産研究所、病害虫防除所、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農業大学校、花と緑の振興センター、寄居林業事務所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、大久保浄水場、庄和浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、第一水道整備事務所
下水道局	荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	南部教育事務所、西部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター深谷支所、総合教育センター江南支所、スポーツ研修センター、浦和図書館、熊谷図書館、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、文書館、長瀬げんきプラザ、加須げんきプラザ、小川げんきプラザ、神川げんきプラザ、大滝げんきプラザ、上尾高校、上尾鷹の台高校、上尾橘高校、上尾南高校、朝霞高校、朝霞西高校、いずみ高校、入間高校、入間向陽高校、岩槻高校、岩槻商業高校、岩槻北陵高校、浦和高校、浦和北高校、浦和工業高校、浦和商业高校、浦和第一女子高校、浦和西高校、浦和東高校、大井高校、大宮高校、大宮光陵高校、大宮中央高校、大宮東高校、大宮武蔵野高校、小鹿野高校、桶川高校、桶川西高校、越生高校、春日部高校、春日部工業高校、春日部女子高校、春日部東高校、川口高校、川口北高校、川口工業高校、川口青陵高校、川口東高校、川越高校、川越工業高校、川越女子高校、川越西高校、川越初雁高校、川越南高校、北本高校、久喜高校、久喜工業高校、久喜北陽高校、熊谷高校、熊谷工業高校、熊谷商業高校、熊谷女子高校、熊谷西高校、熊谷農業高校、栗橋北彩高校、芸術総合高校、鴻巣高校、鴻巣女子高校、越ヶ谷高校、越谷北高校、越谷総合技術高校、越谷西高校、越谷東高校、越谷南高校、児玉高校、児

	<p>玉白楊高校、坂戸高校、坂戸西高校、幸手高校、幸手商業高校、狭山経済高校、狭山工業高校、狭山清陵高校、狭山緑陽高校、庄和高校、白岡高校、進修館高校、杉戸農業高校、誠和福祉高校、草加高校、草加西高校、草加東高校、草加南高校、玉川工業高校、秩父農工科学高校、鶴ヶ島清風高校、常盤高校、所沢高校、所沢商業高校、戸田翔陽高校、南稜高校、新座高校、新座総合技術高校、新座柳瀬高校、蓮田松韻高校、鳩ヶ谷高校、鳩山高校、羽生高校、羽生実業高校、羽生第一高校、飯能高校、飯能南高校、日高高校、深谷高校、深谷商業高校、深谷第一高校、吹上秋桜高校、福岡高校、富士見高校、不動岡高校、本庄高校、本庄北高校、松山高校、松山女子高校、三郷高校、三郷北高校、三郷工業技術高校、皆野高校、宮代高校、妻沼高校、八潮高校、八潮南高校、吉川高校、寄居城北高校、和光高校、和光国際高校、鷺宮高校、蕨高校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、岩槻特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、川越特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校坂戸ろう学園、狭山特別支援学校、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校</p>
警察本部	<p>警察学校、浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、蕨警察署、川口警察署、武南警察署、朝霞警察署、新座警察署、草加警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、西入間警察署、飯能警察署、東松山警察署、秩父警察署、本庄警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署</p>

(イ) 監査実施日

平成22年11月4日～平成23年2月10日

監査において指摘事項・注意事項又は監査の結果に関する報告に添える意見として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘

対象機関	監査の結果
総務部 飯能県税 事務所	平成 21 年度の構内植木管理業務委託契約（488 千円）について、仕様書に定めた「施肥」の業務が実施されていないまま履行確認を行い支払をしたことは不適切であった。
教育局 東松山特 別支援学 校	<p>平成 21 年 8 月のグリストラップ清掃で発生した汚泥の処理に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定された書面による委託契約を締結しなかったとして、同年 9 月に出納総務課の会計実地検査において注意を受けた。</p> <p>また、この業務委託に関する支出手続を怠り、支払が完了したのは 22 年 4 月であった。</p> <p>22 年 8 月のグリストラップ清掃における汚泥処理においても、書面による委託契約を締結せず、同年 11 月に教育局財務課の経理指導で指摘された。その後、書面による契約を締結し、支払まで完了したのは同年 12 月であった。</p> <p>指導機関による注意があつたにもかかわらず、次年度も同様な法令違反や事務の停滞が繰り返されたことは著しく不適切であった。</p>
教育局 八潮南高 校	<p>滞納となった授業料については、現金で収納し現金出納簿に記載した上で、即日又は翌日に指定金融機関等へ払い込むこととされているが、次のとおり不適切な取扱いが行われていた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 滞納者の便宜のため、学校名義の専用口座を設けて授業料を受け入れていた。</li> <li>2 現金出納簿を作成していなかった。</li> <li>3 専用口座や現金で受け入れた授業料を適時に指定金融機関等に払い込まず、1 か月程度留め置くことが常態化していた。</li> </ol>

b 注意

対象機関	監査の結果
総務部 東松山県 税事務所	<p>平成 22 年 3 月の東松山地方庁舎 1 階廊下天井裏ダクト防火ダンパー修繕（281 千円）について、3 者から見積書を徴取した。そのうちの 1 者は、予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書であった。</p> <p>この参考見積書を採用して契約したことは、適正な見積合わせが行われたと言えず不適切であった。</p>
保健医療 部 川口保健 所	<p>平成 21 年 11 月の運動指導室更衣室設置工事（577 千円）について、2 者から見積書を徴取した。そのうちの 1 者は、予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書であった。</p> <p>この参考見積書を有効として扱ったことは、適正な見積合わせが行われ</p>

	たと言えず不適切であった。
農林部 秩父高原 牧場	平成 22 年 3 月に牧場内餌与用ベルコン解体撤去工事 (641 千円) を実施した。予定価格が 50 万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成しなかったことは不適切であった。
教育局 越谷特別 支援学校	平成 21 年度のスチームコンベクションオープンの購入に係る物品売買契約 (1,198 千円) について、契約額が 100 万円以上であり、支出負担行為決議書を作成すべきところ、作成しなかったことは不適切であった。
教育局 常盤高校	平成 22 年 4 月に廃棄物収集運搬処理業務委託契約 (620 千円) を締結した。契約金額が 10 万円以上であり、複数の相手から見積書を徴取すべきところ、1 者のみであったことは不適切であった。
教育局 総合教育 センター 江南支所	平成 21 年度までは、構内車両用軽油の軽油引取税の免税手続を行って軽油を購入していた。 22 年度は免税手続を行わなかったことから、86,670 円の過支出 (11 月末現在) となった。 軽油引取税の免税手続を行わなかったことは、効率的な予算執行の観点から不適切であった。
教育局 文書館	平成 18 年度に電子公文書収集管理システム機器賃貸借及び保守 (長期継続契約 (5 年) 17,602 千円) の契約を締結した。 仕様書では、保守作業の実施前に「保守作業計画書」及び「点検項目リスト」を県に提出させ、承認することとなっている。しかし、21・22 年度については、これらの書類の提出がないまま保守作業を完了させていた。 作業内容等を確定せずに業務の監督及び履行確認を行ったことは不適切であった。
教育局 草加西高 校	平成 20 年度から、弁当等の販売業者 3 者に生徒ホールの一部について行政財産の使用許可をしている。 毎年度、徴収している管理費 (電気料相当額) について、3 者からの申出を受け、3 者持ち回りによる代表の 1 者に管理費の合計額の負担を許可条件としていた。 また、個別に 3 者に対して使用を許可したにもかかわらず、そのうちの 1 者 (3 者持ち回り) のみに納入通知書を発行し、徴収していた。 行政財産の使用許可の条件である管理費の負担及びその徴収方法が不適切であった。
教育局 飯能南高 校	平成 22 年 4 月から 10 月分の体育施設開放事業の行政財産使用料 (32 件 48,130 円) について、利用月の翌月末までに調定をすべきところ、最長 5 か月遅れて処理していたことは不適切であった。
警察本部 寄居警察	平成 21 年度冷暖房設備保守業務委託契約について、次の点で不適切であった。

署	<ol style="list-style-type: none"><li>1 当該契約を3者の見積合わせにより締結したが、予算執行時点の執行可能額（予算残額）を超える予定価格を決定し、見積合わせを行った。</li><li>2 5月25日に見積合わせを行ったが、予定価格調書を作成したのは翌日の5月26日であった。</li></ol>
---	---

c 意見

該当なし



## 2 財政的援助団体等監査

### (1) 監査対象団体及び実施団体

県が補助金等の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）、資本金等の4分の1以上を出資している法人（出資団体）及び公の施設の管理を委託している団体（指定管理者）に対し、次の視点で監査している。

- ・ 出資目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 補助事業等が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか
- ・ 公の施設が適切に管理運営されているか

監査実施団体	平成22年度	平成21年度
出資団体	25	12
補助金等交付団体	24	27
指定管理者 (施設数)	13 (22施設)	19 (26施設)
監査実施団体 計	62	58
監査実施箇所 計	71	65

### (2) 監査の結果

#### ア 指摘

該当なし

#### イ 注意

対象機関 (所管部局)	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)
株式会社 秩父開発機構 (企画財政部)	秩父観光農林業協会及びちちぶ花銀行の事務を秩父開発機構の職員が取り扱っているが、売上金について、起票や記帳等の経理処理を行わないまま現金（監査日現在94千円）で保管しているなど、事務の執行に適正を欠いていた。 (平成22年12月14日・第2245号)
財団法人 埼玉県勤労者 福祉センター (産業労働部)	雇用主負担で団体保険に加入しているが、当該団体保険に係る年度ごとの割戻金等について法人収入に計上せず、これを簿外の銀行預金（監査日現在残高 51,914円）としていたことは不適切であった。 (平成22年12月14日・第2245号)
埼玉県住宅供給公社 (都市整備部)	平成21年度の交際費には、受領した前渡金（200,000円）に残額（年度末95,236円）を生じたが、精算の処理をすることなく翌年度に繰り越したことは不適切であった。 (平成22年12月14日・第2245号)
株式会社 さいたまりバーフロンティア ア (企業局)	平成21年4月に役員による現金不正持ち出しの不祥事が判明したことから、同年5月11日付けで再発防止策を定め、チェック体制を強化することとした。 しかしながら、本社の小口現金に係る現金出納簿の記載において日付が前後した記入があり、日々の現金検査の徹底が図られていない。 (平成22年12月14日・第2245号)

### 3 住民監査請求

県内に住所を有する住民は、県の執行機関、知事又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第242条）。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としている。

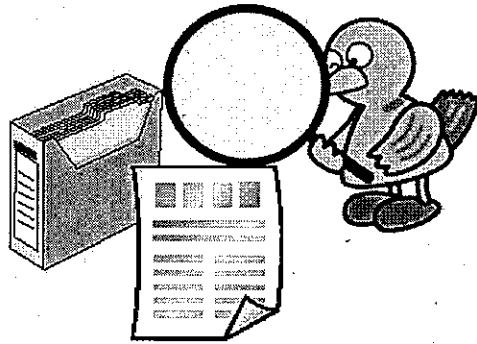
#### (1) 年度別処理状況（平成18年度以降分）

年 度	請求件数	結 果			取り下げ	備 考
		勧 告	棄 却	却 下		
平成18年度	0	—	—	—	—	
平成19年度	1	—	—	1	—	
平成20年度	1	—	(*1)1	—	—	(*1)一部却下
平成21年度	3	—	(*2)1	2	—	(*2)一部却下
平成22年度	4	—	4	—	—	

#### (2) 請求事案及び結果（平成18年度以降分）

受付年月日	件 名	結 果	備 考
19.12.18	埼玉県教育委員会教員採用選考試験の支出に関する件	20.1.22 却下	
21.2.17	旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎跡地に係る埼玉県と日本赤十字社との売買契約に関する件	21.3.27 棄却 (一部却下)	21.4.24 住民訴訟 (継続中)
21.4.1	行政財産の使用許可に係る使用料免除に関する件	21.5.29 棄却 (一部却下)	
21.4.21	情報公開コーナーのプライバシーの確保を求める件	21.5.20 却下	
21.10.22	みんなに親しまれる駅づくり事業補助金に関する件	21.12.1 却下	
22.9.3	旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他に関する件	22.10.22 棄却	
22.10.8	自由民主党議員団に対して交付した平成21年度県政調査費の交通費にかかる支出の件	22.11.26 棄却	

受付年月日	件名	結果	備考
22.10.8	県政調査研究会、政調費公開の会、無所属刷新の会、高志会、元気塾及び貫徹の会に対して交付した平成21年度県政調査費にかかる支出の件	22.11.26 棄却	
22.11.29	再生砕石撤去工事説明会会場費の件	23.1.21 棄却	



平成22年度  
事務概要

平成23年3月

編集・発行 埼玉県監査事務局

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048-830-6513

FAX 048-830-4940

E-mail a6513@pref.saitama.lg.jp